

交通遺児育英会 奨学生募集について

応募資格 保護者等が自動車やバイクの事故など、道路における交通事故で死亡したり、重い後遺障害のために働けず、経済的に修学が困難な生徒・学生であること。応募者が生まれる前に保護者が後遺障害となった場合も含みます。

※本会の規定する後遺障害とは、自動車損害賠償保障法施行令別表第1及び別表2の第1級から第7級までの障害、又は、身体障害者福祉法の第1級から第4級までの障害です。

募集人数と奨学金 [貸 与] 月額等

制 度	高校奨学生在学募集	大学・短期大学奨学生予約募集
対 象	全学年	令和5年度大学・短大進学予定者
貸与月額	2万円、3万円、4万円 から選択	4万円、5万円、6万円 から選択 (うち2万円は給付)
返 還	卒業後20年以内の分割返還 無利子	
育英会への 申込締切 (必着)	～令和5年1月31日	

その他 他の奨学金との併用も可能です。

HPでも応募書類関係のダウンロードが可能。

◇希望者は、奨学金担当 田村まで申し出てください。

※進路室にいます

滋賀県奨学資金について

滋賀県では、条例に基づき、経済的な理由により高等学校等での修学が困難な生徒に対して奨学資金の貸与を行っています。

◆貸与の対象となる者

対象者	①下記の対象校種の学校に在学していること
	②保護者（親権者または未成年後見人）が県内に居住すること
対象校種	③次のaからcのいずれかに該当する世帯に属するものであること a 生活保護法に基づく保護を受けている世帯 b 世帯に属する全ての者が、地方税法第295条第1項に基づき市町村民税が非課税である者もしくは地方税法第323条に基づく市町村条例により市町村民税が減免されている者である世帯 c 世帯の前年の収入の年額または世帯の当該年の収入の年額の見込額が生活保護法による世帯の需要の年額の1.7倍以下である世帯であって、学資の支弁が困難であると認められるもの
	④条例、規則に定める奨学金等の貸与または給付を受けていないこと 奨学金の例（生活福祉資金（教育支援資金）、母子父子寡婦福祉資金（修学資金）、定時制課程および通信制課程修学奨励金、独立行政法人日本学生支援機構奨学金等）
対象校種	高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校の高等課程

※大学、短期大学、専修学校（高等課程を除く。）に在学する方を対象とした奨学金事業は（独）日本学生支援機構が実施しています。在学する学校を通じて、（独）日本学生支援機構までお問合せください。

※申請しようとする生徒の保護者が県外に居住している場合は、保護者の居住する都道府県が実施する奨学金制度の対象となりますので、当該都道府県までお問合せください。

◆貸与額等

区分		自宅通学者	自宅外通学者
奨学金 (月額)	国公立	18,000円	23,000円
	私立	30,000円	35,000円
入学資金 (入学時のみ)	基本額	50,000円(国公立、私立の別はありません)	
	私立加算	入学金相当額(ただし、限度額150,000円)	
電子計算機購入資金 (1回のみ) 注1)	電子計算機の購入等に要する費用相当額(ただし、限度額150,000円)		

※入学資金は奨学金と併せての貸与となりますが、電子計算機購入資金はそれのみの貸与ができます。

貸与の期間	奨学金は申請があった月の翌月分（ただし、4月に申請があった場合は4月分）から、在学する高等学校等における標準修業年限（疾病、負傷、災害その他やむを得ない理由があると認められる場合はその在学期間）まで貸与します。
貸与利率	無利子（正当な理由なく返還を遅延したときは遅延利息を付します。）
貸与の時期	年3回（審査後、9月末頃、1月末頃）（予定） 入学資金は最初の奨学金の貸与と併せて貸与します。 電子計算機購入資金は決定後随時貸与します。
連帯保証人	1名必要（原則として申請者の保護者） 奨学資金の貸与を受けた者と連帯して弁済の責を負うものとします。

◆募集期間と申込方法

募集期間	随時（入学資金の貸与は4月の申請に限ります。また、奨学資金は予算の範囲内で貸与しますので、多くの方から申請をいただき予算が無くなった場合は、貸与がなされないことや募集を中止することがあります。）
申込方法	奨学資金の貸与申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、在学する高等学校等を通じて滋賀県教育委員会にお申込みください。

◆奨学資金の返還

返還期間	貸与期間終了後、6箇月を経過したときから10年以内に返還いただきます。
返還方法	貸与終了後に提出いただく奨学資金借用証書に記載いただいた返還期間と月賦、半年賦または年賦による返還方法による均等返還とします(繰上返還可能)。支払い方法は、金融機関口座からの引き落としまたは納入通知書による窓口納付となります。返還期日は、月賦は毎月月末、半年賦は7月末日ならびに11月末日、年賦は11月末日となります。
返還を遅滞した場合	奨学資金の返還を遅滞した場合は、 ・返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年10.75%の割合を乗じて得た金額に相当する延滞利息が課されます。 ・返還期日が来ていない返還額を含めて一括して返還を請求し、法的手続きを行うことがあります。

※以下の要件を満たす場合は、申請により奨学資金の返還を猶予することができます。

①高等学校等、大学等に在学しているとき

②疾病、負傷、災害その他やむを得ない理由により、貸与を受けた奨学資金を返還することが著しく困難となったと認められるとき

※貸与終了後、奨学資金借用証書を提出されない場合は、貸与した奨学資金の総額を一括して返還するよう請求することがあります。

◆貸与月額と返還例

区分 (貸与 月数)	貸与の有無		通学	貸与 月額	入学 資金	電子計 算機 購 入資金	貸与総額	月賦金額	返還回数 (年月)
	電子計 算機 購 入資金	入学 資金							
国公立 (36月)	有	有	自宅	18,000	50,000	150,000	848,000	7,100 (最終3,100)	120回 (10年)
			自宅外	23,000	50,000	150,000	1,028,000	8,600 (最終4,600)	120回 (10年)
		無	自宅	18,000	—	150,000	798,000	6,800 (最終2,400)	118回 (9年10月)
			自宅外	23,000	—	150,000	978,000	8,200 (最終2,200)	120回 (10年)
	無	有	自宅	18,000	50,000	—	698,000	6,000 (最終2,000)	117回 (9年9月)
			自宅外	23,000	50,000	—	878,000	7,400 (最終4,800)	119回 (9年11月)
		無	自宅	18,000	—	—	648,000	5,400	120回 (10年)
			自宅外	23,000	—	—	828,000	6,900	120回 (10年)
私立 (36月)	有	有	自宅	30,000	200,000	150,000	1,430,000	12,000 (最終14,000)	119回 (9年11月)
			自宅外	35,000	200,000	150,000	1,610,000	13,400 (最終15,400)	120回 (10年)
		無	自宅	30,000	—	150,000	1,230,000	10,300 (最終4,300)	120回 (10年)
			自宅外	35,000	—	150,000	1,410,000	11,800 (最終5,800)	120回 (10年)
	無	有	自宅	30,000	200,000	—	1,280,000	10,700 (最終6,700)	120回 (10年)
			自宅外	35,000	200,000	—	1,460,000	12,200 (最終8,200)	120回 (10年)
		無	自宅	30,000	—	—	1,080,000	9,000	120回 (10年)
			自宅外	35,000	—	—	1,260,000	10,500	120回 (10年)
電子計算機購入資金のみの貸与				—	—	150,000	150,000	1,300 (最終1,800)	115回 (9年7月)

※私立高等学校等の入学資金については、基本額50,000円と私立加算150,000円で試算しています。実際には私立加算は当該高等学校等の入学金相当額(ただし、150,000円限度)となります。

※電子計算機購入資金については、限度額150,000円で試算しています。

※貸与月数は高等学校等入学から卒業まで36月で試算しています。

◆留意事項等

- ①滋賀県奨学資金は貸付金です。貸付終了後は貸与を受けた奨学資金の全額を返還する必要があります。滋賀県奨学資金をお申込みの際は返還する時のことも御検討のうえお申込みください。なお、返還された奨学資金は後輩生徒の奨学資金に活用されます。
- ②審査結果は申請から概ね2箇月程度で在学する高等学校等を通じてお知らせします。ただし、申請に必要な添付書類を後日提出いただく場合や申請書類に記入誤りや不足書類があった場合は不足書類の提出や記入誤りの訂正がなされて申請書類が整った後に審査を行いますので、審査結果は審査後順次お知らせします。
- ③奨学資金の貸与の継続を希望する場合は、毎年度、申請が必要です。毎年度、貸与要件を満たしているかを確認し、貸与継続の可否を判定しますので、卒業までの貸与が確約されるものではありません。
- ④奨学資金は予算の範囲内で貸与します。そのため、多くの方から申請をいただき予算が無くなった場合は、貸与がなされないことや募集を中止することがあります。

◆お問合せ

在学する高等学校等にお問合せください。

HR 掲 示

河本文教福祉振興会 奨学生募集要項

- ①対象者 次の(1)～(2)の条件をすべて満たす者
- (1) 2022年4月現在、滋賀県内の高校に在学し、学業成績が優秀な者。
- (2) 保護者の2021年度の所得が500万円以下の者。
- ① 2021年の所得が500万円を越えていても、2022年は500万円以下となることがはっきりしていれば応募できる。
- ② 両親に所得があれば、その合計で判断する。
- ③ 給与所得者は、給与所得控除後の金額で判断する。
- ※他の奨学金との併用可。

- ②金額 年額 120,000円(月額10,000円)
- 4・7・10・1月に3ヶ月分ずつ給付。ただし、新規奨学生は7月に6ヶ月分を給付。 ※給付なので返済の義務はない。

- ③給付期間 在学する高等学校の正規の最短修業年限まで。

- ④採用予定人数 約200名

◇希望者は、田村まで申し出ること

※進路室にいます。

出願締切 5 月 1 7 日 (火)

※ 期限厳守 ※